

# NSDC

日本社会福祉デザインセンター株式会社



ご利用の基礎知識

障害を持つ方<sup>※1</sup>が、  
社会で働くために必要な、  
知識と経験を積むための会社です。

※ 1 知的、精神、身体、発達、難病などの障害をお持ちで、デザインの仕事に興味のある方を採用しています。

あなたの**デザイン技術**を磨いたり、  
みんなと一緒に仕事をする。  
会社で**働く喜び**を学びます。



# NSDC へ入社するには？

まずは、**障害の診断と就労可能の判断**が記載された

**医師の診断書（意見書）**が必要です。

すでに、下記のどちらかをお持ちの方は必要ありません。

- ・ 障害福祉サービス受給者証
- ・ 障害者手帳



# 働く準備ができたなら。

じっくり考えたい派

## まずは見学申し込み！

お住まいの近くの**公共職業紹介所**または、**相談支援センター**で申し込みできます。  
お電話かメールで直接申し込みも可能です。

いますぐ働きたい派

## いきなり求人応募！

お住まいの近くの**公共職業紹介所**で、  
ご相談やお申し込みができます。

どちらかの方法で、**面談日**を決めよう。



面談日が決まったら。

面談前に、お風呂に入って髪や、  
服装など身なりを整えましょう。

面談では、あなたが会社で働くために必要なことをご説明します。



障がい者就労支援サービスについて



NSDC の仕事について



新入社員研修について

# 求人へ応募したら。

## 会社で適性診断※を受けます。

※ 適性診断はプリント用紙に簡単な問題にお答えいただくもので、NSDC を利用する場合に受けていただきます。  
この診断結果により採用の可否を判断するものではありません。

PC 作業や就労経験などから現在の適応力を診断。



適正判断では、集中力、コミュニケーション力、責任感、自律能力など幅広い視点で NSDC で働くために必要な能力を診断します。

あなたのサポーターを決定しよう。

無料

就労や暮らしの悩みを、  
地域の相談支援員がサポート !!

お住いの地域の相談支援事業所からサポーターを選びます。

あなたの悩みや、職場でのトラブル解決、各種手続きの相談に幅広く対応してくれるサポーターです。



相談支援員は NSDC の利用と就労前の手続きも担当します。



# 障害福祉サービス受給者証の申請。

## 自治体で、受給者証を申請します。

※ お住まいの地域の自治体で、障害福祉サービス受給者証を申請いたします。

自治体では、面談でご自身の障害の状態や暮らしの状況などの質疑応答があります。  
申請には、医師の意見書（診断書）が必要です。

例) 富山市居住の方 = 富山市役所 障害福祉課で申請



申請は、当社で全ての手続きをお任せいただけます。  
また相談支援センターのご利用や、ご自身でも作成することもできます。

# 施設ご利用の流れ

## 最短7日で働ける。

1、医師の意見書を準備をする。（就労可能について）



2、職業紹介所で NSDC の求人に応募する。



3、会社で面談する。



4、適正診断を受ける。



5、障害福祉サービス受給者証を申請する。



6、施設利用スタート

※ お住まいの地域の自治体によって異なる場合がございます。